

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））鞍谷地区の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求をすることができます。審査請求書は、平成 29 年 8 月 16 日までに佐賀県伊万里農林事務所（郵便番号 848-0041 伊万里市新天町 122 番地 4）に提出してください。

平成 29 年 6 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））鞍谷地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 29 年 7 月 3 日から平成 29 年 8 月 1 日まで

3 縦覧の場所

伊万里市役所